

法令トピックス

令和6年3月号

【労務】「(全業種版)多様な正社員及び無期転換ルールに係るモデル就業規則と解説」を改訂

いわゆる正社員と非正規雇用の労働者との働き方の二極化を緩和し、労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスと、企業による優秀な人材の確保や定着を同時に可能とするような、労使双方にとって望ましい多面的な働き方の実現が求められています。そうした働き方や雇用の在り方の一つとして、職務、勤務地、労働時間を限定した「多様な正社員」の普及を図ることが重要となってきています。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/240305-01.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tayounaseisyain.html>

【労務】令和6年度の雇用保険率を公表 令和5年度と同率

厚生労働省から、「令和6年度の雇用保険料率について」として、リーフレットが公表されています。令和6年度の雇用保険料率(雇用保険率)は、令和5年度と同率で変更はないということです。今一度確認しておく事をお勧めいたします。雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)も、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です)。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/240305-02.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

【税務】「令和6年分所得税の定額減税Q&A」を公表

令和6年分所得税の定額減税については、「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)において税制改正の内容が決定されたところです。同閣議決定において、「源泉徴収義務者が早期に準備に着手できるよう、財務省・国税庁は、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表するとともに、源泉徴収義務者向けのパンフレットの作成等広報活動を開始し、給付金担当を含む関係省庁や地方公共団体ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知広報を行うこと」とされたことを踏まえ、令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合の令和6年分所得税の定額減税の実施要領の案について、Q&A方式であらかじめ周知・広報するものです。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/240305-03.pdf>

参照ホームページ[国税庁]

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>

※ 掲載記事に関してご質問等ございましたらお気軽にご連絡ください。



千代田区飯田橋1-8-10 キャッスルウェルビル8階
あすか社会保険労務士法人
TEL03-3511-3524 FAX03-3511-3525
E-mail info@asuka-sr.or.jp
HP <http://www.asuka-sr.or.jp/>